

条例第 33 号

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 22 日

宇和島市長

岡原文彰

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>）において読み替えて準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>）において読み替えて準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。